

# 回 答 書

お問い合わせのありました、この度の町名変更に係る住民投票条例案に対するパブリックコメントにおいて提出のあった意見に対する検討経過及び庁内議論及びシステム変更経費に係るご質問について、お答えいたします。

まず、この度のパブリックコメントにおいて提出のあった意見への対応については、提出された意見を集約し理事者への決裁において「総合的な判断として、条例に規定する内容については変更せず、議会に提案する」としたことが、検討経過と結果となります。この内容については、意見提出制度の結果として町ホームページに掲載している「まちづくり情報掲示板掲載」資料に決定した内容として記載しております。

庁内議論については、5月21日開催の庁議において諮り、条例内容に異論はなく決定しております。

次に、システム経費について、金額が大きく変遷した件であります。この度、大きく変遷する原因となったシステムは、戸籍に関するシステムであります。戸籍については、既にご存じかと思いますが、全国どこでも戸籍謄本等が取得できるようクラウド方式によりネットワークが構築されております。

その戸籍システムにおいて、町名変更によるシステム変更に対する見積りを依頼した結果、昨年10月の見積りでは、約3,000万円でありました。その後、全国ネットワークになって初めてのケースなので、社内に変更に要する内容やその稼働確認に要する費用を検討した結果、最大で約9,000万円となる旨の提示が本年1月にあり、町民説明会においてシステム変更経費が最大1億円となる根拠としたところでです。

その後、本年5月になり、事業者よりあらためて作業内容を精査した結果、変更費用は約3,000万円となる旨、見積書の提出がありました。変更の経緯を確認したところ、1月の見積りは作業量を最大限見積もった結果であり、今回は必要な作業量をできる限り精査して算出したとの説明を受けております。

町としましては、専門業者による金額の見積もりでありますので、信頼して提出のあった金額を基に、町名変更に必要なコストを掲載していることをご理解ください。

なお、システム変更費用の大きな部分は戸籍システムであります。住民基本台帳など他の行政システムに係る費用も合計したものがシステム変更経費となります。

今回提示した金額については、最新の見積もりにより算出したものであり、大きく変更となるものではない認識していますが、社会情勢や物価高騰などの外的要因により変更となることもあり得ると考えます。

ご質問の事業者名やこれまでの契約状況は以下のとおりであります。また、当該事業者は使用しているシステムの開発事業者であることから、対象業務は契約先が限られる業務であることから、今後も法律改正対応業務委託及びシステム賃借料に関する契約を当該事業者と行ってまいります。

- ・事業者名 富士フィルムシステムサービス株式会社公共事業本部北海道支店  
札幌市中央区大通西6丁目1番地
- ・契約状況 令和2年度 内容：システム保守業務委託及びシステム賃借料  
金額：5,588千円
- 令和3年度 内容：システム保守業務委託及びシステム賃借料  
金額：4,092千円
- 令和4年度 内容：システム保守業務委託及びシステム賃借料、備品購入費  
金額：8,679千円
- 令和5年度 内容：システム賃借料  
金額：6,224千円
- 令和6年度 内容：システム標準化及び法律改正対応業務委託、システム賃借料  
金額：14,470千円
- 令和7年度 内容：システム標準化及び法律改正対応業務委託、システム賃借料  
金額：17,776千円
- 令和8年度 内容：システム法律改正対応及び強靱化業務委託、システム賃借料  
金額：8,849千円